

農 総 第 729 号
令和7年12月11日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿児島市長 下鶴 隆央

市町村名 (市町村コード)	鹿児島市 (46201)
地域名 (地域内農業集落名)	伊敷町（田入道、七窪） (田入道、七窪)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月2日 (第2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地域は施設園芸が行われ、軟弱野菜の共同販売のほか、直売所向けの各種野菜の栽培が行われている。
- ・75歳以上の高齢者も多く、遊休化しつつある施設の活用が課題になってくると思われる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・施設を利用した軟弱野菜等の栽培を引き続き行う。また、土壤分析等に基づく減化学肥料栽培を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.10 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.10 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

高齢化等により後継者がいない農地は、担い手を中心とした集積を進める（担い手への集積が困難な場合は、他の耕作者へ集積を図る）。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

後継者がいない農地を中心に活用を行い、集積を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

安全な農業を行うために、農道の整備を中心に検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

担い手の活用が見込めない農地については、地域外からの参入の受け入れを検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

高齢者には難しい作業を中心に委託できないか検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

②土壤分析等により、減化学肥料栽培を進める。

⑧国、市等の事業を活用し、農業用施設の有効活用を図る。